



業務マニュアル

倫理的な労働・人身売買防止ポリシー

ポリシー番号	BPM-18
タイトル	倫理的な労働・人身売買防止ポリシー
実施日	2016年1月
更新日	2019年12月
最終更新日	2019年12月

ポリシーステートメント

ラボラトリー・コーポレーション・オブ・アメリカ・ホールディングス及びその子会社（以下、総称して「Labcorp」）は、あらゆる連邦、州、現地、及び海外の適用法規を遵守して業務を遂行することに努めています。Labcorpは、この強い決意に基づき、Labcorpの従業員および第三者、またはLabcorpのサプライチェーンに属する者による人身売買、強制労働、違法な児童就労、商業的性的搾取、その他の非倫理的または違法な労働慣行を含む現代奴隷を一切容認いたしません。

本ポリシーの適用範囲

本ポリシーは、Labcorpの全従業員およびLabcorpの第三者に適用されます。

目的

本ポリシーの目的は、反人身売買および倫理的な労働に関する適用法を遵守するLabcorpの責任を定めることです。

Labcorpは、現代奴隷の事例を防止、検知、および対処するためのコンプライアンス対策を実施しています。

Labcorpが米国政府と締結した米国政府の助成金による契約や請負契約の一部には、特別な要件が適用されます。これらの契約・請負契約に適用されるコンプライアンス義務の概要については、myLabcorp.com、またはその他のLabcorpのイントラネットに掲載されている米国政府との契約における人身売買防止のためのコンプライアンス・プランを参照してください。

この文書は電子的に制御されています。使用前に MCQS 内の現在の電子版に対してすべてのハードコピーをチェックしてください。本書の情報には、米国ホールディングスのラボラトリー・コーポレーションの専有情報が記載されており、受領者に自信を持って提供されています。本文書も、また、その中に含まれる情報のいずれも、米国ホールディングスのラボラトリー・コーポレーションの書面による明示的な同意なしに、いかなる形または手段によっても公開、複製、配布、開示、適合、使用(いずれの場合もいかなる形でも) または他のいかなる手段によっても利用可能またはアクセス可能にしてはならない。

定義

1. **適用される法律** – 英国現代奴隷法(2015年)、米国連邦調達規則、米国カリフォルニア州サプライチェーン透明法、オーストラリア現代奴隷法(2018年)、現代奴隷に関する同様の法律。
2. **商業的性的搾取** – 他者の性的搾取を通して金銭的、社会的、または政治的な利益を得ることを含むがこれらに限定されない、性的目的での脆弱な立場や力の格差を利用した虐待、信頼の悪用、またはそれらの試み。これには、売春、性的な取引(性的な接待やその他の屈辱的、下劣、搾取的な言動を含む、性交と引き換えの金銭、雇用、商品またはサービスの提供)および性的虐待が含まれます。
3. **強制労働** – 脅迫や罰則により本人の意志に反して意図的に作業、労働、またはサービスを得る、または提供させること。脅迫には本人又は他の者への身体的危害や身体的拘束、強制労働には借金による束縛や意思に反した隷属や私的な使役が含まれます。
4. **人身売買** – 性的搾取を含む搾取、性的搾取目的の人身売買、強制労働/役務、奴隷または類似の労働慣行、隷属、臓器摘出などを目的として、脅迫、武力、強制、拉致、詐欺、策略、権力乱用、または(他者を支配している)人物の同意を得るための金銭や恩恵の供与や受領などの手段により、男性、女性、児童の募集、移送、隠匿、受け入れを行うこと。
5. **違法な労働慣行** – 商品およびサービスが提供される国において違法となる労働慣行。これには、雇用、最低賃金、差別に関する法令、および類似した法令の違反が含まれます。
6. **現代奴隷** – 人身売買、強制労働、違法な児童就労、商業的性的搾取、および/またはその他の非倫理的または違法な労働慣行。
7. **請負業者** – Labcorpに代わって商品やサービスを提供するサプライヤー、販売業者、会社、その他の第三者法人または個人。
8. **第三者** – 代理人、コンサルタント、請負業者、ベンダー、代表者、仲介業者、販売業者、それらの従業員、その他Labcorpに、またはLabcorpのためにサービスを提供する個人または法人。
9. **違法な児童就労** – その性質または条件によって児童の身体的、精神的な健康、または道徳的な健全性を危険にさらす労働、あるいは、児童から子どもらしく生きる権利、教育、可能性、尊厳を剥奪する作業で、身体・精神の発達に害をなすもの、あるいは人身売買および奴隷・強制労働による児童の囲い込み。
10. **非倫理的な労働慣行** – 商品および/またはサービスが提供される国において法律に定められているか否かを問わず、望ましくない、有害である、またはLabcorpの**行動倫理規範**に反すると見なされる労働慣行。これには、従業員に対する募集手数料の請求、嫌がらせ、威嚇、および危険な作業環境が含まれます。
11. **ベンダー** – Labcorpに商品やサービスを提供する個人または法人(その従業員、子会社、関連事業体を含む)。

禁止行為

Labcorp、その従業員、および第三者は、現代奴隷に関与してはなりません。Labcorpの従業員や第三者が本ポリシーに違反した場合、Labcorpによる是正措置の対象となるほか、民事および/または刑事制裁の対象となる可能性もあります。

報告

従業員は、従業員自身または他の者(インターン、清掃員、独立コンサルタントなど)の契約労働者等に対して行われる、またはその疑いがある現代奴隷または本ポリシーや適用法に反するすべての活動を報告する義務を負います。

従業員は、何が危険信号となるかをあらかじめ知っておくべきであり、危険が特定された場合には審査のため上申する必要があります。危険信号は潜在的リスクの指標であり、様々な形で現れます。第三者に関連する危険信号の例は、本ポリシーの付録1に記載されています。

Labcorpは、違法行為またはLabcorpポリシーの違反行為やその疑いについて善意で報告を行う者に対する一切の報復を禁じています。従業員は、報復を恐れることなく、疑わしい活動を以下に直接報告することができます：

1. マネージャーまたはスーパーバイザー
2. コーポレート・コンプライアンス部
3. 法務部
4. チーフ・コンプライアンス・オフィサー
5. グローバルアクションラインは、電話または次のURLでご利用いただけます：
6. www.Labcorp.com/globalactionline。アクションライン規程(BPM-10)を参照してください

その他の参照文献

Labcorpの米国政府との契約における人身売買防止のためのコンプライアンス・プランはLabcorpのイントラネットに掲載されています。

米国反人身売買および強制労働イニシアティブに関する情報は、米国国務省「人身売買監視・撲滅事務局」(Department of State's Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons)のウェブサイトに掲載されています：

<https://www.state.gov/bureaus-offices/under-secretary-for-civilian-security-democracy-and-human-rights/office-to-monitor-and-combat-trafficking-in-persons/>

英国現代奴隷法(2015年)については、www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/contents/enactedを参照してください。

強制労働撲滅に向けたグローバルな取り組みの事例として、以下の広く批准された国際労働機関の2条約が挙げられます：1930年の強制労働条約(第29号)及び1957年の強制労働廃止条約(第105号)

コーポレート・コンプライアンス部による調査、承認及び支援

本ポリシーの例外、変更又は逸脱はすべて、コーポレート・コンプライアンス部の精査・承認を受けなければなりません。コーポレート・コンプライアンス部及び法務部は、本ポリシーに関する疑問点に回答するとともに、従業員に支援や助言を提供します。特定の用語、状況又は問題点について質問がある場合、コーポレート・コンプライアンス部又は法務部に送付して支援や助言を受けることができます。

コーポレート・コンプライアンス委員会の承認：2019年12月16日議事録

付録1

第三者に関する危険信号

1. 調査および有罪判

- 第三者、その取締役、役員、従業員、またはそれらの人々に関連する人物が、現代奴隷犯罪の有罪判決を受けている。
- 第三者は、マネーロンダリング、脱税、または現代奴隷を示す異常または説明のつかない事業取引または支払の有罪判決を受けている。
- 第三者は、正当な理由なく、過去における現代奴隷法および／または適用法の遵守を保証することを拒否している。
- 第三者は、現代奴隷犯罪に関連して、政府および／または規制当局による調査、照会および／または執行手続の対象となっている。
- 第三者は、非倫理的な労働慣行または現代奴隷の懸念に関する法的措置（民事または雇用法など）の対象となっている。

2. 法令遵守

- 第三者は、第三者が Labcorp に商品および／またはサービスを提供する予定の現地において、最低賃金に関する現地法の要件を遵守していない。
- 第三者は、第三者が Labcorp に商品および／またはサービスを提供する予定の現地において、児童就労に関する現地法の要件を遵守していない。
- 第三者は、募集が行われた国の現地労働法に従わない人材採用業者を使用している。

3. 現代奴隷活動

- 第三者は、脅迫または罰則を使用して、男性、女性、および子供のサービスを使用または提供した。
- 第三者は、強制労働（借金による束縛および意思に反した隷属や私的な使役など）に関与している。
- 第三者は人身売買に関与している。
- 第三者は、児童の身体的、精神的、または道徳的な健全性を危険にさらす児童就労に関与している。
- 第三者は、商業的な性的活動または搾取に関与している。
- 第三者のスタッフの健康状態が明らかに損なわれている。例えば、栄養失調や不潔な様子、および／または身体的または性的虐待の兆候が見られる。
- 第三者のスタッフに、精神的不健康または異常行動（恐怖、不安、うつ状態、屈従、および被害妄想など）が見られる。
- 第三者は、正当な説明なく、市場価格以下の労働サービスを提供、またはその提案をしている。
- 第三者のスタッフは賃金未払いであるか、非常に低または最低賃金以下の賃金が支払われている。
- 第三者は、その従業員または業務受託者に対して、採用手数料または同様の非倫理的および／または違法な手数料を請求するか、またはこれらの手数料あるいは同様のものを請求する人材採用業者を使用している。
- 第三者は、従業員の身分証明書（パスポートまたは運転免許証など）を破壊、隠匿、没収している、または従業員がそれらにアクセスすることを拒否している。
- 第三者は、基準に満たない宿泊設備（過密、劣悪な状態、暖房、電気、水道、空気の状態、トイレ、入浴施設の利用が制限されているなど）を提供または手配している、またはそれらの宿泊施設は国際金融公社の労働者宿泊施設基準に概説されている最低基準、受け入れ国の基準、および／または一般的な安全基準を満たしていない。
- 第三者は、従業員の採用プロセスまたは雇用の申し出において虚偽または誤解を招くような慣行を行っている（

一定の形式に従い言語にて基本的な情報を従業員に伝えることを怠るなど)、または採用プロセスにおいて雇用契約の重要な条件(賃金および付加給付、勤務場所、住宅や生活状態、従業員に請求される多額のコスト、および仕事に伴う危険性など)に関する重大な不実表示を行っている。

- 第三者のスタッフの労働条件は、健康と安全に関する配慮がほとんどまたは全くない劣悪な条件である。
- 第三者のスタッフは、自分の意思で到着および退出することができない(つまり、移動の自由がない)。
- 第三者は、従業員が出生国を出発する少なくとも5日前までに、(法律または契約により要求されるか否かを問わず)従業員の母国語で、書面による雇用契約、就職同意書、または類似の文書を提供することを怠っている。
- 第三者のスタッフには未成年が含まれている。
- 第三者は、Labcorp 契約の履行を目的として入国した従業員に対して、(雇用終了時)の帰国費用を提供または実費支給することを怠っている。

4. 第三者の反人身売買コンプライアンス・プログラム

- 第三者は、Labcorp の反人身売買デューデリジェンスのプロセス、問い合わせ、または監査に協力しない、またはそれらに関する質問への回答を拒否している。
- 第三者は、それ自身のサプライチェーンに現代奴隷が存在していないか確認するための、サプライヤー、業務受託者、請負業者、およびその他の商品および/またはサービス提供者に対するデューデリジェンス手順を実施していない。
- 第三者は、社内および/またはサプライチェーン内のリスク評価(サプライチェーンのマッピング、製品およびサービス調達先の国、およびこれらの国やサプライヤーからの調達に伴うリスクの評価など)を完了していない。
- 第三者は、その業務およびサプライヤーについての独立した抜き打ち監査を実施していない。
- 第三者は、定められた監査プログラムを整備していない、および/または監査プログラムに監査人員の募集源(海外労働仲介業者および代理人など)を含めていない。
- 第三者の契約は、現代奴隷に関連するサプライヤーとの標準条件を記載していない。
- 第三者は、サプライヤー行動規範、および自身が使用する他の第三者による標準条件の不遵守を管理・修正するポリシーおよび/または手順を定めていない。
- 反人身売買に関する質問票の、第三者に関連する重要情報が開示されていないか、欠落している。
- 第三者は、自身が使用する他の第三者に対して、すべての商品およびサービスが適用法を遵守して調達、処理、および製造されたことを証明するよう要求していない。
- 第三者は、自身が使用する予定の第三者と協力することを開示しているが、それらの第三者の身元を明らかにしていない。
- 第三者は、現代奴隷対策を定めた書面によるポリシーがない。
- 第三者の従業員(特に、サプライチェーン管理担当者、および Labcorp への商品および/またはサービス供給担当者)が、サプライチェーンにおける現代奴隷、危険信号を特定する方法、懸念を報告する方法、リスクを軽減する方法を理解するためのトレーニングを受けていない。
- 第三者は、従業員およびその他の者に対して、現代奴隷の懸念を報告するための内密の内部通報ホットラインを提供していない。
- 第三者は、Labcorp の倫理的な労働および反人身売買ポリシー(BPM-18)の内容に同意していない。
- 第三者の主要従業員は、Labcorp の反人身売買に関するオンライントレーニングを受講することを拒否している。
- 第三者は、反現代奴隷の啓蒙ポスターを職場に掲示しない。

5. その他

- 第三者は、普通ではない会社組織または事業構造を持っている。
- 第三者は、グローバル奴隷指標(または類似の指数)において高リスクと特定されている国、または現代奴隷活動が広く行われている国において、商品および/またはサービスを提供している。
- 第三者が Labcorp に提供する商品およびサービスに関して、契約が締結されていない。
- 第三者は、商品やサービスを提供する地域外での支払を要求している。

- 第三者は、異なる個人または法人に対して支払を行うよう要求している。
- 第三者(特に中小規模の会社の場合)は、自身の財務勘定を維持していない。
- 第三者に対して、低いメディア評価、および性的嫌がらせや性的不品行に関する訴訟または調査結果がある。
- 複数の評判調査において、第三者が低く評価されている。